

CeMI 気象防災支援・研究センター  
*News Letter*

Contents

1. 新たな防災気象情報～主な変更点
2. 豪雪地帯
3. 宇宙の気象台 “気象衛星ひまわり”

# 1 新たな防災気象情報～主な変更点

今年の大雪の時期(5月下旬予定)から新たな防災気象情報の運用が開始されます。これまで、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報等は、避難情報の5段階の警戒レベルとの対応が複雑でわかりにくくなっていました。今回の改善の狙いは、それらをわかりやすくし、避難の判断をしやすくすることです。主な変更点は以下の通りです。

(1) 「レベル3大雨警報」のように、警報・注意報等はレベルの数字をつけた名称で発表されるようになります。避難行動と直結するレベルがわかりやすくなります。

(2) 危険な場所から全員避難が必要な警戒レベル4相当の情報として「危険警報」が発表されるようになります。例えば、これまでの「土砂災害警戒情報」は「レベル4土砂

災害危険警報」として発表されます。

(3) 河川氾濫の危険度の伝え方が変わります。

① 河川氾濫に関する特別警報として「レベル5氾濫特別警報」が新設されます。この情報は、気象庁と国土交通省または都道府県とが共同で洪水予報を発表する河川(洪水予報河川)において、氾濫が発生または切迫したときに発表されます。

② 洪水予報河川以外の河川では「レベル4大雨危険警報」「レベル5大雨特別警報」など大雨に関する情報として発表され、従来の市町村単位の「洪水警報」「洪水注意報」は発表されなくなります。

(4) 「気象防災速報」「気象解説情報」が新設されます。線状降水帯による大雨発生など、極端な現象を速報的に伝える情報は「気象防災速報」、気象状況等を網羅的に解説する情報は「気象解説情報」として発表されます。例えば、これまでの「顕著な大雨に関する気象情報」は「気象防災速報(線状降水帯発生)」として発表されます。

これらの変更に関しては、気象庁ホームページに特設ページが開設されていますのでぜひご確認ください。また、このニュースレターでも順次取り上げていく予定です。



新しい防災気象情報の情報体系とその名称（出典：気象庁）

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			



# 2 豪雪地帯

地球上の各地の気候特性を示す気候区分では、日本の北海道と沖縄地方を除く本州、四国、九州は温帯地方に属しています。日本は温帯地方にも関わらず熱帯、亜熱帯並の雨が降ることがあります、雪についても同様で、温帯地方に位置しているながら世界でも有数の降雪量があります。世界の主な多雪地は北欧のノルウェー北部やカナダの太平洋岸、南米チリの南部など高緯度の山沿いが中心です。

一方、日本では北海道から本州の日本海側の地方で毎年多くの雪が降り、多くの住民が生活し、交通の大動脈が通っている平野部でも1mを超える積雪となることも稀ではありません。それだけに雪による災害や生活への影響は大きなものがあります。こうした雪による大きな災害や生活への影響などの対策として、国は昭和37年に議員立法で豪雪地帯対策特別措置法を制定しました。雪害の防止にとどまらず、多雪地域における産業の振興、住民の生活改善などの総合的な対策を実施するための措置として、社会環境の変化などに応じて適宜改正を行いつつ現在も期限を延長しています。この法律に関連して、豪雪地帯の指定基準に関する政令では、「累積平均積雪積算値が五千センチメー

トル日以上の地域」を豪雪地帯とし、さらにそれらの地域の中でも積雪度が特に高いなど住民の生活に著しい支障が生じる地域については特別豪雪地帯と指定すると規定しています。令和7年4月の時点では、全国1719の市町村のうち、約30%にあたる532の市町村が豪雪地帯に指定されており、このうちの201市町村が特別豪雪地帯となっています。都道府県では24の道府県で指定されており、北海道や青森県、新潟県など、10の道県は全域が豪雪地帯となっています。豪雪地帯は人口比では全国の15%弱ですが、面積比は50%を超えています。豪雪地帯に指定された地域では法律によって『豪雪地帯対策基本計画』を策定し、対策や施策の実施に当っています。

また、法律とは別に多雪地では各地で雪害などへの取組が行われています。国の取組では交付金のほか、克雪のための交流事業なども各地で行っています。内閣府が作成している「市町村のための降雪対応の手引き」は本編と予防編からなり、非常にコンパクトにまとめた秀逸な内容です。内閣府のホームページから見ることができます。多雪地以外の方もぜひ一読をお薦めします。

# 3 宇宙の気象台 “気象衛星ひまわり”



ひまわり1号  
(出典:気象庁HP)

静止気象衛星ひまわり1号がアメリカから打ち上げられたのは、1977年(昭和52年)7月14日のことです。アメリカで打ち上げられたのはちょっと意外ですね。ひまわり2号以降は種子島の宇宙センターから打ち上げられています。その後、気象衛星は大体5~6年に1度打ち上げられ、現在はひまわり9号が運用されています。

気象衛星ひまわりから送られてくるデータは、現在では気象観測や予報に欠かせないものとなっています。ひまわり1号の時代は、1日に14回の観測しかできていませんでしたが、現在は通常の観測でも、観測可能な全域を10分ごと、日本の周辺は2分30秒ごとに観測しています。短い間隔で観測することによって、急速に発達する積乱雲の様子や台風の発達の様子もよくわかるようになりました。観測点の少ない太平洋上の風の観測や海面水温の観測などもできるようになっています。

さらに、ひまわり8号以降は、地球をカラー画像(トゥルーカラー画像)で見ることも出来るようになりました。カラー画像では、黄砂が大陸から飛んでくる様子もわかり

ますし、積雪している状況も把握することができます。

実は、気象庁ホームページで、だれでもリアルタイムで簡単にひまわりの画像が見ることができるようになったのは、2002年8月からのことなのです。ひまわり1号が打ち上げられて実に25年かかっています。では、予報や警報を担当する地方気象台などでは、さすがに初期の頃から見ることができたのかというと・・・いえいえそんなことはありません。画像を見ることができるようにになったのは、だいぶ後になった1990年代になってからで、当初は気象衛星センターで解析したものをFAXで受信して利用していました。ひまわり3号になり毎時観測が行われるようになってからも、地方気象台の現場で衛星の画像を直接利用できるまでにはしばらく時間がかかりました。NHKの天気予報で流される衛星の動画を録画して見ていました。今となっては笑い話のようなお話です。これらは通信環境が貧弱であったために膨大なデータを送ることが出来なかったことによります。情報伝達手段の発展によってこれらの状況は改善されてきました。



掲載内容へのご意見、そのほかサービスに関するご相談・ご要望などございましたらお気軽にご連絡ください。



NPO法人 環境防災総合政策研究機構(CeMI)  
気象防災支援・研究センター

〒160-0011 東京都新宿区若葉1-22ローヤル若葉105号  
<https://www.npo-cemi.com/center.html>

03-3359-7971

03-3359-7987

[advisory@npo-cemi.com](mailto:advisory@npo-cemi.com)

